

# 山口県報

令和4年  
3月18日  
(金曜日)

## 目次

○規則	知事を取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
	山口県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則(統計分析課)……………一
	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………一
○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しななければならない区域の指定(環境政策課)……………二
	生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課)……………二
	生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………二
	道路の区域の変更(道路整備課)……………二
○公告	ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課)……………三
	基本測量の実施(監理課)……………四
	公共測量の実施(監理課)……………四
	公共測量の実施の終了(監理課)……………四
	柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五
	平生都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五
○教委訓令	山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令……………五



知事を取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四号

知事を取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事を取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表職員採用選考の成績(情報職の採用に係るものに限る。)の項中「総合企画部デジタル・ガバメント推進課」を「総合企画部デジタル政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第五号

山口県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

山口県統計調査条例施行規則(平成二十一年山口県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第六号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年山口県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同項」を「同項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 省令第四十九条第二項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第二百二条第二項の認定を受けようとするマンションの平面図

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

附則

この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第五十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の三四の一部、四五五の三七の一部、四五五の三八の一部、四五五の四〇の一部、四五五の四八の一部及び四五六〇の一部並びに同市臨海町六の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・ニージクロロエタン、一・一・ニージクロロエチレン、一・ニージクロロエチレン、一・三・ニージクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・一・ニートリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

周南市開成町四五五の三四の一部、四五五の三七の一部、四五五の三八の一部、四五五の四〇の一部及び四五五の四八の一部並びに同市臨海町六の一部は、

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

### 山口県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 在 地 休 止 年 月 日

きはら内科あこ小児科 防府市大字台道四二二の二 令和四、一、四

医療法人横田内科 岩国市中津町二丁目二四番一六号 令和三、一〇、一

### 山口県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名 施 施 術 所 在 地 指 定 年 月 日  
吉岡 岳志 マッサージ・鍼灸 山口市秋穂東七〇〇五の一 令和四、二、一四  
リハビリケア

### 山口県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道

路線名 一九一号  
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊北町大字粟野字嶋崎四一〇 同市豊北町大字粟野字於曾野屋四八 六の一地先まで	同市豊北町大字粟野字嶋崎四一〇 同市豊北町大字粟野字於曾野屋四八 六の一地先まで	新	最狭 九・一 最広 二〇・七 及び 二〇・七	一三三・五 及び 一三三・五	ダブルウェイ
		旧	最狭 二・七 最広 二・七	一七八・五	
下関市豊北町大字粟野字嶋崎四一〇 同市豊北町大字粟野字於曾野屋四八 六の一地先まで	同市豊北町大字粟野字嶋崎四一〇 同市豊北町大字粟野字於曾野屋四八 六の一地先まで	新	最狭 九・一 最広 二〇・七 及び 二〇・七	一三三・五 及び 一三三・五	ダブルウェイ
		旧	最狭 二・七 最広 二・七	一七八・五	

道路の種類 県道  
 路線名 豊田粟野港線  
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊北町大字粟野字嶋崎四一〇 同市豊北町大字粟野字於曾野屋四八 六の一地先まで	同市豊北町大字粟野字嶋崎四一〇 同市豊北町大字粟野字於曾野屋四八 六の一地先まで	新	最狭 九・一 最広 二〇・七 及び 二〇・七	一三三・五 及び 一三三・五	ダブルウェイ
		旧	最狭 二・七 最広 二・七	一七八・五	
下関市豊北町大字粟野字嶋崎四一〇 同市豊北町大字粟野字於曾野屋四八 六の一地先まで	同市豊北町大字粟野字嶋崎四一〇 同市豊北町大字粟野字於曾野屋四八 六の一地先まで	新	最狭 九・一 最広 二〇・七 及び 二〇・七	一三三・五 及び 一三三・五	ダブルウェイ
		旧	最狭 二・七 最広 二・七	一七八・五	

八五八の三地先から  
 同市豊北町大字粟野  
 の一地先まで 同字四八八二

最狭 二二・四〇  
 最広 六一・五



(三四) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」とい  
 う。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

令和四年六月六日(月曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

令和四年七月十三日(水曜日)又は同月十四日(木曜日)のいずれかで、知事  
 が指定する日

2 場所

山口市秋穂二島一〇六二

やまぐち総合教育支援センター

二 受験資格

実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

令和四年四月十一日(月曜日)から同月二十八日(木曜日)まで(郵送の場合は、  
 四月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

受検願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所（以下「事業所」という。）がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一））

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

(三) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則（昭和五十六年山口県規則第五十号）第十一条第四項の規定により学科試験が免除される者については、学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万七千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三二二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三五) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（空中写真撮影及びオルソ画像作成）

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、美祢市及び山陽小野田市

三 作業の期間

令和四年四月十二日から令和五年三月三十一日まで

(三六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

周南市大字小松原

三 作業の期間

令和四年二月一日から同年三月二十五日まで

(三七) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年三月十八日

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

周南市

三 作業の期間

令和三年十一月八日から令和四年二月二十八日まで

山口県知事 村岡 嗣 政

(三八) 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

柳井都市計画道路三・四・十土穂石線

柳井都市計画道路三・五・六向地線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三九) 平生都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

平生町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による平生都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

平生都市計画道路三・四・七平生横幹線

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県教育委員会訓令第一号

教育 庁 一 般  
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程(昭和三十六年山口県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式の表)中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に、「3.5センチメートル」を「3.0センチメートル」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月十八日  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁